

国保保険者とのみ特定健診等の契約を行う郡市区医師会等への対応

郡市区医師会等による特定健診等の電子媒体による請求については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）へ必要な手続きを行い、磁気媒体で請求するための「健診等データ暗号化・復号化ソフトセットアップCD-ROM及び手順書」（以下「セットアップ手順書等」）の配布を受け、行われるところであります。

しかしながら、国保保険者とのみ特定健診等について契約をする郡市区医師会等へのセットアップ手順書等の送付先情報が支払基金側にないため、以下の手順により、各支払基金支部へ医師会情報の提供を行うことといたします。

※医師会が自ら健診機関となり支払基金へ登録を行い、支払基金より健診等データ暗号化・復号化ソフトを入手している郡市区医師会については、下記の手続きは必要ありません。

1. 都道府県国保連合会への届出

被用者保険における特定健診等費用請求においては、都道府県・郡市区医師会が会員である健診等機関の健診等費用の請求の事務代行を行う際は、「特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行について」の届出手続きを支払基金に行い、磁気媒体での請求に用いる「医師会番号」並びに「セットアップ手順書等」の配布を受けることになっている。

しかしながら、国保保険者とのみ特定健診等の契約をする都道府県・郡市区医師会に対して、支払基金は、「特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行について」の届出を受付けないため、郡市区医師会等は支払基金より「医師会番号」並びに「セットアップ手順書等」の配布を受けることができない。

については、「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」【別紙2】及び「セットアップ手順書等送付先届」【別紙3】に必要事項を記載要領【別紙4】を参照のうえ、所在する都道府県国保連合会へ提出することとする。

2. 社会保険診療報酬支払基金支部への連絡

郡市区医師会等から「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」【別紙2】及び「セットアップ手順書等送付先届」【別紙3】の提出を受けた都道府県国民健康保険団体連合会は、「セットアップ手順書等」を送付するための情報を支払基金支部へ連絡する。

3. 健診等データ暗号化・復号化ソフト等の送付

支払基金支部は、「セットアップ手順書等送付先届」【別紙3】の情報に基づき、「セットアップ手順書等」を郡市区医師会等へ送付する。

4. 健診等データ暗号化・復号化ソフトのセットアップ

郡市区等医師会は、健診等データ暗号化・復号化ソフトを健診等費用請求に用いるPCにセットし、手順書に基づき請求等データの暗号化を行う。
